

職員の懲戒処分について

名桜大学は、当該教員の処分を行いましたので、公表します。

記

1 処分対象者及び内容

	職名	処分内容	処分年月日
(1)	教授	減給2ヶ月（10分の1）	令和6年9月27日
(2)	教授	戒告	令和6年9月27日

2 処分事由

(1) 減給2ヶ月（10分の1）処分

当該教員は、令和5年1月に開催された委員会での協議において、出席した委員に対し、同人が判断できる立場にないことを認識していたにもかかわらず、繰り返し説明や判断を求める追及を行った。当該行為は、社会通念に照らして、通常人が許容し得る範囲を超えていると判断し、「ハラスメント」と認定した。

また、当該教員は不適切な教育指導により学生の教育研究環境に支障を来とし、さらに複数の教員に対して不適切な言動を繰り返した。これらの不適切な言動に対して、所属長から複数回の注意が行われたが、反省や改善が不十分であることを判断した。

以上のことを勘案した処分である。

(2) 戒告処分

当該教員は、議事を適切に運営する委員長の立場にありながら、令和5年1月の委員会での協議において、出席した委員に対し、同人が判断できる立場にないことを認識していたにもかかわらず、繰り返し説明や判断を求める追及を行った。当該行為は、社会通念に照らして、通常人が許容し得る範囲を超えていると判断し、「ハラスメント」と認定したことによる処分である。

【理事長コメント】

今回の事案が発生したことは、誠に遺憾であり、受験生、学生、卒業生、保護者、本学の関係者の皆様、そして、本学をご支援いただいている多くの方々に多大なるご心配・ご迷惑をおかけすることになり、深くお詫び申し上げます。

本学はハラスメントの根絶に向けた教職員の意識改革に取り組み、このような事態が起こらないよう、再発防止に努めてまいります。

令和6年10月12日
公立大学法人名桜大学